

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 医療救護実施要領

1 趣旨

この実施要領は、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会医療救護要項に基づき、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ（以下「両大会」という。）において、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会（以下「県」という。）が実施する医療救護に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 両大会の総合開・閉会式会場等における医療救護

(1) 救護本部の設置

- ア 救護本部設置計画を作成し、人員の配置及び必要な物品について配備するとともに、通信連絡体制を整備する。
- イ 救護班及び移動救護班と連絡調整を行い、医療救護業務を総括する。
- ウ 医療機関に搬送する必要がある傷病者が発生した場合は、直ちに救急自動車等の出動を要請し、搬送措置を講じる。
- エ 開設時間は、会場の開場（開門）1 時間前から式典終了 30 分後までとし、必要に応じて変更する。
- オ 当日の業務終了後、「処置記録兼診療依頼書(様式第 1 号)」、「移動救護対応記録(様式第 2 号)」、「取扱傷病者一覧表(様式第 3 号)」をとりまとめる。
- カ 搬送した傷病者については、その後の症状経過を把握するよう努める。
- キ 会期に応じて、会場地域の休日診療・救急当番一覧表を作成する。

(2) 救護所の設置

- ア 救護所の設置計画及び救護班配置計画を作成し、効果的な場所に、適切な数の救護所の設置及び救護班の配置をするとともに、通信連絡体制を整備する。
- イ 内部は、衛生管理に留意するとともに、外部から見えないように配慮する。
- ウ 救護班には、必要に応じて担当区域内を巡回する移動救護班を編成する。
- エ 救護所及び移動救護班に必要な医薬品、医療器具、AED 等を決定し、調達及び配備する。なお、ドーピング禁止物質を含有する医薬品は、配備しない。
- オ 開設時間は、会場の開場（開門）1 時間前から式典終了 30 分後までとし、必要に応じて変更する。
- カ 救護所出入口付近に救護所を明示する看板等を設置し、必要な場所に案内標識を設置する。

(3) 応急処置の実施

救護班及び移動救護班は、傷病者の早期発見及び応急処置を行うとともに、以下の事務処理を行う。なお、移動救護班は、必要な場合、最寄りの救護所へ傷病者を搬送する。

- ア 救護班は、様式第 1 号及び様式第 3 号に所定の事項を記載する。
- イ 移動救護班は、様式第 2 号及び様式第 3 号に所定の事項を記載する。
- ウ 傷病者を医療機関に搬送する必要がある場合は、救護本部に連絡する。
- エ 医療機関に搬送する傷病者又は関係者に対し、様式第 1 号の写しを交付する。
- オ 当日の業務終了後、様式第 1 号～様式第 3 号を救護本部に提出する。

(4) 救急自動車の配備

関係機関と協議し、配備する際には、適切な場所に、適切な台数を配備する。

(5) 医療機関の確保等

関係団体等と連携し、傷病者が円滑に医療機関を受診できるよう救急医療体制を整える。

3 日本のひなた宮崎 国スポの県外競技会場等並びに日本のひなた宮崎 障スポの競技会場及び練習会場における医療救護

救護所の設置、救護班の業務その他の医療救護に必要な事項については、上記2に準じ、必要な医療救護体制を整備する。

4 県主催の国スポ・障スポ関連イベント会場等における医療救護

イベント内容等に応じ、必要な医療救護体制を整備する。

5 宿舎における医療救護

宿舎の責任者に対し、国スポ・障スポに参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「国スポ・障スポ参加者等」という。）が宿舎で発病・負傷した場合、医療機関の紹介又は救急自動車の出動要請等を行うとともに、速やかに、県に報告するよう周知徹底を図る。

6 医療救護体制の周知

傷病者発生時に患者への対応が適切に行われるよう、国スポ・障スポ参加者等や宿舎の責任者に対して、以下の方法等により周知を行う。

(1) リーフレット等の作成及び配付・掲示

(2) 関係機関への国スポ・障スポ開催通知の送付

7 業務マニュアルの作成及び研修の実施

本実施要領及び医療救護実施計画に基づき、医療救護に従事する実施本部員等を対象とした業務マニュアルを作成し、研修を実施する。

8 その他

(1) 服装は、医療救護関係者であることが分かるよう配慮する。

(2) 傷病者のプライバシーの保護に努める。

(3) 赤十字標章を使用する場合は、事前に日本赤十字社宮崎県支部の承諾を得ることとし、必要な手続きを行う。

(4) 日本のひなた宮崎 国スポの総合開・閉会式リハーサル、県外競技会等にかかるリハーサル大会、日本のひなた宮崎 障スポの開・閉会式リハーサル及び競技会にかかるリハーサル大会における医療救護については、必要に応じ、この要領に準じて実施する。

(5) この要領に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。